違法薬物の現状を知っていますか?

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、平成元年に2万人を割った後は,6年まで横ばいで推移していたが、7年以降再び増加傾向に転じ、9年には2万人近くに達した。最近では,13年以降、おおむね減少傾向にある。

大麻取締法違反の検挙人員は、平成 13 年以降、顕著な増加傾向にあり、20 年には、2,867 人まで増加し、12 年の約 2.3 倍であった。麻薬取締法違反についても、13 年以降、増加傾向にある。

東京都の大麻や麻薬事犯の検挙人員は 20 歳代までの若年層が約 6 割を占めており、青少年を中心にまん延している状況がうかがわれる。薬物事犯は、携帯電話やインターネットを利用した密売、住宅街・大学内での取引、自宅における大麻の不正栽培など、巧妙化、潜在化し、日常生活の場に入り込んできていることが懸念される。平成 20 年ころには大学生による大麻の所持・栽培・譲渡事例が社会問題化した。

1 薬物を乱用すると・・・

乱用される薬物は、中枢神経に作用することから、乱用したときの快感を得たり、薬物の効果が切れたときの苦痛等から逃れるため、薬物による効果を強く求めるようになる「依存性」が形成される。また、薬物を繰り返し使用しているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」が生じる。「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって、乱用する量や回数がどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志では止めることができなくなる。

2 精神・身体への影響について

覚せい剤をはじめとする薬物の乱用は、精神と身体の両面を致命的に破壊する。脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くする。乱用により、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった精神障害が引き起こされる。また、薬物の乱用は、体の主要な器官に深刻な悪影響を及ぼし、最悪の場合、死に至る。

3 薬物乱用者による犯罪、薬物に起因する事故

薬物を乱用すると、急性中毒によって死亡することがあるほか、その薬理作用から幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こしたり、自殺を図ったりすることがある。また、薬物の購入資金を得るための犯罪も発生している。

東京都の統計では、大麻や麻薬事犯の検挙人員は 20 歳代までの若年層が約6割を占めており、この年代がターゲットにされていると考えられます。